

奈 政 行 第 1 号

平成27年2月26日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 山 口 誠 様
同 松 石 聖 一 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

32. 老人憩の家

(6) 監査の結果及び意見

・再委託について

(長寿福祉課)

【監査結果】

登美ヶ丘老人憩の家では、トイレ清掃を団体とは無関係の個人に依頼している。頻度は、月2回であり、委託料は年間43,000円である。契約書等は交わしておらず、口頭での依頼である。

再委託については書面による市の事前承認が必要となるが、市の承認は得ていない。再委託の事前承認手続を遵守するよう、市は指定管理者に指導されたい。仮に金額が少額であるため、再委託についての手続を簡略化するのであれば、その旨を条例等で定められたい。

【措置の内容】

平成26年度の再委託については、書面により事業下請負承認申請書を提出するよう指定管理者に指導を行い、事前承認手続をとるよう改善しました。

38. 都祁農畜産物処理加工施設・都祁農林水産物処理加工施設

(6) 監査の結果及び意見

・事業報告について

(都祁行政センター地域振興課)

【監査結果】

総合財団が指定管理者を務めていた平成24年度において、指定管理者が提出した年度の事業報告の中に、管理業務にかかる経費や収支を報告した資料がなかった。平成24年度以前より、指定管理者から管理施設ごとの収支に関する報告はなされてこなかった。しかし、総合財団の財団全体の事業報告の一部である「特産品事業収支計算書」が実質的に当施設にかかる収支を示したものであ

るため、所管課は年度末に当該資料を入手して収支を把握していた。

基本協定書第6条において、「指定管理者は、管理業務にかかる経費を他の経費と区別して執行し、その収支を明確にしなければならない」との定めがある。また、仕様書において指定管理者が会計年度終了後に提出するように定められている事業報告の記載事項としても「管理経費の収支状況」が挙げられている。

市は、仕様書に記載のとおり、指定管理者が年度の事業報告において、施設にかかる一年間の収支状況を「管理経費の収支状況」として報告するよう指導されたい。また、施設にかかる収支の情報は、年に一度だけではなく、月末ごと等もっと頻繁に入手してその内容を分析することが望ましい。市は指定管理者に対し、施設にかかる収支状況を、より短いスパンで定期的に報告させるようにも合わせて指導されたい。

【措置の内容】

平成25年度から指定管理者が年度末に提出する事業報告において、管理経費の収支状況の報告をするように指導し、報告書の提出を受け、内容を確認しました。平成26年度からは、毎月収支報告をするよう指導し、内容を確認しています。